

【企業・事業所様向け】 定期・労働安全衛生法健診コース

平成30年4月1日現在

区分		定期健診				生活習慣病予防健診	雇入健診
コース名		A-1	A-2	A-3	B (推奨)	C	D
内科診察	聴打診・問診	○	○	○	○	○	○
計測	身長・体重・BMI	○	○	○	○	○	○
腹囲測定				○	○	○	○
血圧測定		○	○	○	○	○	○
視力測定		○	○	○	○	○	○
聴力	オージオ			○	○	○	○
	簡易	○	○				
胸部X線	デジタル	○	○	○	○	○	○
胃部X線	デジタル					○	
心電図	12誘導				○	○	○
尿検査	糖・蛋白	○	○	○	○	○	○
	潜血	○	○	○	○	○	
貧血検査	赤血球数 (RBC)		○	○	○	○	○
	血色素量 (Hb)		○	○	○	○	○
	白血球数 (WBC)		○	○	○	○	
	ヘマトクリット (Ht)		○	○	○	○	
肝機能検査	GOT			○	○	○	○
	GPT			○	○	○	○
	γ-GTP			○	○	○	○
	ALP					○	
脂質検査	T-CHO					○	
	T-G			○	○	○	○
	HDL-CHO			○	○	○	○
	LDL-CHO			○	○	○	○
腎機能検査	尿酸					○	
	クレアチニン					○	
糖尿病検査	空腹時血糖 (随時血糖)			○	○	○	○
	HbA1c (NGSP値) (単独不可)			▲	▲	▲	▲
便潜血検査	検便 (2日法)					○	
料金 (税抜き)		3,200	4,200	7,200	8,700	20,600	8,700

※消費税は別途いただきます。

《上記健診コースについて》

【定期健診 (労働安全衛生規則第44条)】

- 1年以内ごとに1回、定期的に健康診断を行わなければなりません。(労働安全衛生法第66条第1項)
- Bコースは、上記法で定められている35歳及び40歳以上の該当項目を網羅しています。
- A-1～A-3コースは、上記法で定められている34歳以下及び36歳～39歳の該当項目を網羅していますが、  
 当局の指導により血液検査等の省略項目については、産業医による判断が必要となりますのでご注意ください。
- Bコースは、特定健康診査の基本項目が含まれています。
- ▲のHbA1c (NGSP値) はオプションとして追加可能です。 追加料金 900円 (税抜き)
- 特定業務従事者の健康診断 (労安則第45条) の血液検査・心電図検査を医師が必要でないと認める場合は35歳を除く40歳未満の者のほか、6ヶ月以内に健康診断を受けた者となっています。

【生活習慣病予防健診】

- Cコースは、生活習慣病に関する検査項目をそろえたコースです。
- 特定健康診査の基本項目が含まれています。
- ▲のHbA1c (NGSP値) はオプションとして追加可能です。 追加料金 900円 (税抜き)

【雇入健診 (労働安全衛生規則第43条)】

- 労働者を雇入れる際は健康診断を行わなければなりません。(労働安全衛生法第66条第1項)
- Dコースは、上記法で定められている雇入時の健診です。
- 特定健康診査の基本項目が含まれています。
- ▲のHbA1c (NGSP値) はオプションとして追加可能です。 追加料金 900円 (税抜き)